

# 国民年金

## 「老齢基礎年金」

あなたは老後にどんな夢がありますか。

どんな生活を思い描いていますか。

老後という次の人生をしっかりと送るためにあなたを支える年金です。

いよいよ私たちも年金生活か。

少しは蓄えもあるし、時間もできる。

年金が入ったら、孫を連れて

食事にでもでかけようか。



ご存知  
ですか？

## 「老齢基礎年金」お手続きの前に…



私、もうすぐ年金世代です。  
年金を受け取るには  
どうすればいいですか。

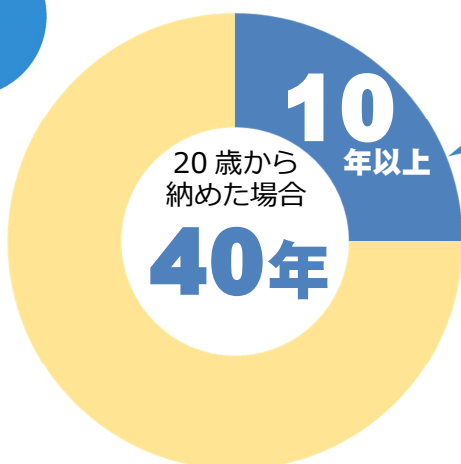
### 老齢基礎年金を受けるための

3つの  
確認

確認

1

保険料を納めた期間が10年以上必要です。



納めた期間には、免除や  
猶予制度を受けていた期間も  
含まれます。

厚生年金に入られていた期間がある方(会社員や  
公務員など)や、その方に扶養されている配偶者、  
または海外に居住していた方(日本国籍)も含まれ  
ます。

確認

2

保険料を40年分納めないと年金額が減額になります。

保険料を納めていないと、将来受け取る年金額が少なくなります。

お手続きは原則65歳からです。

ご希望で、年金の受け取り年齢の「繰り上げ」「繰り下げ」が可能です。

確認

3



60歳から受け取れます

繰り上げの場合は年金額が「減額」となります。

66歳以降から受け取れます

繰り下げの場合は年金額が「増額」となります。

ご存知  
ですか？

## 老齢基礎年金のいろいろ

### 40年間保険料を納めたら年金額はいくら？

(平成30年度)  
**年額 779,300円**

満額（20歳から60歳になるまでの40年間納めた場合）

### 年金の受取に必要な期間が10年に満たないときは？

## 「任意加入」 制度があります

60歳になるまでに保険料を納める期間が10年を満たしていない場合や、満額の受け取りに必要な期間（40年）が足りない場合、65歳までの方なら任意加入することができます。

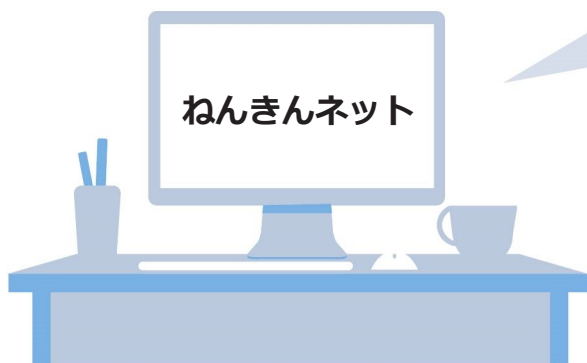
例えばこんな場合にご利用ください。

- ① 年金額を増やしたい。
- ② 10年を満たしたい。

●さらに将来の年金額を増やしたい場合は「付加年金」を。

ご希望により定額保険料に月額400円を加えて納めると、将来の年金額が加算されます。

### 保険料を納めたこれまでの期間が知りたいときは？



ご本人の年金記録がインターネットで確認できます。

日本年金機構「ねんきんネット」  
<http://www.nenkin.go.jp>

ねんきんネット

検索

ご存知  
ですか？

## お手続き

### | 手続き先

お近くの**年金事務所**または**市区町村の年金窓口**でお手続きください。  
ご本人または代理人が年金窓口で直接お手続きください。



ご本人



年金事務所・  
市区町村の年金窓口

### | 必要書類



年金請求書



年金手帳



住民票・  
戸籍など



受取先  
金融機関の  
預金通帳

**年金請求書・年金手帳・住民票・戸籍・受取先金融機関の預金通帳・収入証明・印かん**などが  
必要になります。

また、**住民票・戸籍・収入証明**については不要の場合があります。  
詳しくは年金事務所または市区町村の年金窓口にお尋ねください。

### | 手続きの流れ

1

書類・資料を  
お送りします。

原則として、年金を受け取るために必要な「年金請求書」と冊子を65歳になる3カ月前にお送りします。

2

年金請求書をご提出ください。

繰上げ請求を希望される方や、年金請求書が送付されていない方は、お近くの年金事務所または市区町村の年金窓口で年金請求書をお受け取りください。

3

年金のお受け取り

年金証書の送付から約1~2カ月後になります。

# パンフレットをご覧のみなさまへ



年金の給付については、詳細な条件があります。

一般的な国民年金に関するお問い合わせは

ねんきんダイヤル

**0570-05-1165** (ナビダイヤル)

050ではじまる電話で  
おかけになる場合は

**03-6700-1165** (一般電話)

受付時間

月曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
火 ~ 金曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
第 2 土曜日	午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 : 00 まで相談をお受けします。

※祝日 (第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日はご利用いただけません。

※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

詳細については、お近くの年金事務所  
または市区町村の窓口にお問い合わせください。